

**○まじま委員長** ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席です。

それでは、会議を進めてまいります。

最初に、1、令和3年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、議案第6号、令和3年度旭川市水道事業会計補正予算について、議案第7号、令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算について、議案第8号、令和3年度旭川市病院事業会計補正予算について、議案第13号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第2号、専決処分の報告について（訴えの提起）、以上11件につきまして、理事者から説明をお願いします。

**○中野建築部長** 令和3年第4回定例会提出議案のうち、建築部に関わるもの2件について説明いたします。

初めに、議案第18号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び同法施行規則が改正され、令和4年2月20日付で施行されることに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に関わる提出書類の省略制度や容積率の特例許可などが新設されることに伴い、申請手数料を改めるほか、所定の規定の整備を行うものであります。施行日は、令和4年2月20日を予定しております。

続いて、報告第2号、専決処分の報告についてであります。本件は、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している2名の相手方に対し、市営住宅の入居許可を取り消し、明渡しを請求していましたが、これに応じないため、市営住宅を明け渡すこと、滞納家賃及び明渡し期日の翌日から明渡し済みまでの損害金を支払うこと、訴訟費用は相手方の負担とすることの3点について、その判決及び仮執行の宣言を求める訴えの提起について、本年11月10日に専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

令和3年第4回定例会提出議案のうち、建築部に関わるものは以上であります。

**○太田土木部長** 第4回定例会に提出させていただきます議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、土木部所管分の主な概要を御説明させていただきます。

お手元の補正予算書の11ページを御覧ください。11ページの最下段にございます8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、除雪費といたしまして4億3千338万円を追加補正しようとするものでございます。事業内容といたしましては、市民の冬期生活環境の向上を図るため、暮らしに直結している生活道路の排雪強化に向け、排雪回数を基本1回から2回に増やすものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

**○菅野上下水道部長** 令和3年第4回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

議案第6号、令和3年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書36ページの実施計画を御覧ください。これは、給与の改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴う補正として、収益的支出では1款1項7目の職員給与費で309万5千円、資本的支出では1款1項1目の職員給与費で152万9千円をそれぞれ減額し、これに伴い、収益的収入の1款1項2目の負担金で9万3千円を減額しようとするものであります。

また、高砂台調整池新築工事の工事期間等の変更に伴う補正として、資本的支出の1款1項2目の施設整備費及び資本的収入の1款1項1目の企業債で、それぞれ6千160万円を減額しようとするものであります。

次に、補正予算書40ページの調書を御覧ください。料金改定に伴いまして、上下水道料金システム改修業務委託料として、限度額を449万9千円とする債務負担行為を追加し、また、高砂台調整池新築工事につきましては、期間を令和4年度から令和5年度までに、限度額を2億750万円に変更しようとするものであります。

次に、議案第7号、令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書43ページの実施計画を御覧ください。これは、給与の改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴う補正として、収益的支出では1款1項5目の総係費で9万3千円、6目の職員給与費で247万6千円、合計で256万9千円、資本的支出では1款1項1目の職員給与費で123万9千円をそれぞれ減額し、これに伴い収益的収入の1款1項2目の負担金で79万9千円を減額しようとするものであります。

次に、補正予算書47ページの調書を御覧ください。水道事業会計と同様に、料金改定に伴いまして、上下水道料金システム改修業務委託料として限度額を449万9千円とする債務負担行為を追加しようとするものであります。

続きまして、条例の制定4件について御説明いたします。なお、議案第13号及び議案第15号につきましては、水道局と市立旭川病院両方に関わる議案であります。

まず、議案第13号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、平成23年度から25年度まで、市が独自に実施した昇給抑制について、一部回復措置を行うものであります。

次に、議案第15号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、国家公務員の給与改定に準じて改定する一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するものであります。

次に、議案第19号、旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第20号、旭川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、内容としましては、平均改定率を14.90%とする水道料金の改定と、下水道使用料の体系見直しによる改定及び地方自治法の改正に伴い、水道料金、下水道使用料の徴収方法として、指定納付受託者制度を規定するため、条例中の関係規定を整備しようとするものであります。料金改定につきましては、本年6月25日から実施しました意見提出手続などの市民意見や、旭川市上下水道事業審議会の答申を踏まえまとめたものであり、コロナ禍における市民負担を少しでも軽減するため、施行日につきましては令和4年7月1日とし、9月検針分から適用することとしております。

また、指定納付受託者制度につきましては、施行日を令和4年4月1日としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○木村市立旭川病院事務局長** 令和3年第4回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院所管のものにつきまして御説明を申し上げます。

最初に、議案第8号、令和3年度旭川市病院事業会計補正予算についてでございます。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与費の減額及び債務負担行為の追加を行い、併せて関係条文を整備しようとするものでございます。

補正予算書50ページの実施計画を御覧いただきたいと存じます。収益的収入及び支出でお示しておりますとおり、下段の支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用、1目給与費で2千683万7千円、そして、この財源の一部であります上段の収入の部、1款病院事業収益、3項本院医業外収益、3目一般会計補助金で64万7千円、4項一般会計負担金、1目本院で434万8千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、同じく補正予算書54ページの債務負担行為に関する調査にお示しておりますとおり、令和4年4月1日を始期とする夜間看護補助業務委託料及びドクターズクラーク業務委託料に関わる契約につきまして、期間及び限度額の設定を行おうとするものでございます。

次に、議案第21号、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策の強化のため、感染症病棟を整備し、感染症センターを開設することに伴いまして、当分の間、感染症病床を6床から9床に増床しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○まじま委員長** ただいまの説明につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、本日のところは説明を受けたというところにとどめておきたいと思えます。議案の説明に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2の報告事項についてを議題としたいと思います。

まず、旭川市営住宅長寿命化計画の改定について、旭川市空家等対策計画の改定について、及び旭川市耐震改修促進計画の改定について、以上3件について、理事者から報告をお願いします。

**○中野建築部長** 建築部が所管する計画の改定3件について報告いたします。

初めに、旭川市営住宅長寿命化計画の改定についてであります。旭川市営住宅長寿命化計画改定版(素案)の概要版を御覧いただきながらお聞きください。

この計画は、市営住宅の長寿命化計画を図りつつ将来に向けて効率的かつ円滑に更新することを目的に、平成24年3月に策定した後、平成29年度に改定し、現在に至っているもので、現行の計画は計画期間を令和9年度までとしており、本年がその中間年に当たることから、今年度、改定作業を進めているものであります。

計画素案では、3つの基本目標を掲げ、建て替えの整備方針を定めておりますので、その主な事項について説明いたします。

まず、5ページを御覧ください。(5)使用期間に応じた構造及び整備手法は、今回の改定で新たに定めようとするものであり、30年以上にわたり長期間使用するものは鉄筋コンクリート造、30年未満の中期の使用とするものは木造、さらに短期の使用が見込まれるものについては借上市営住宅としております。また、(6)のとおり、借上市営住宅の供給の方針を定め、市営住宅の用途廃止や建て替え事業の際の移転先として民間が所有する空き住戸を借り上げ、市営住宅として活用することで、市が建設する市営住宅の管理戸数を抑制するほか、民間の空き住戸の有効活用を図ります。

次に、7ページの表であります。市営住宅の管理戸数は、本年4月1日現在、4千914戸であります。令和13年度の計画戸数は4千550戸とし、団地ごとの事業手法を示してあります。

計画の改定に当たっては、本年12月20日から来年の1月26日まで意見提出手続を実施し、寄せられた意見を踏まえ改定し、施行日は令和4年4月1日を予定しております。

続いて、旭川市空家等対策計画の改定についてであります。空家等対策計画(素案)の概要版を御覧ください。

空家等対策計画は、適切な管理がされていない空き家等に関する問題の早期解決とともに、空き家等が放置され、管理されなくなることを防止するため、平成29年3月に策定したものであり、空き家等の状況変化を踏まえ、5年ごとに見直すこととしており、今年度、改定作業を進めているものであります。

改定に当たっては、4ページの空家等に対する基本施策のとおりであり、このうち、大規模空き建築物の件数や現状把握等の施策や、空き家所有者と不動産業者のマッチングによる空き家の流通促進などの施策は、これまでにない新たな取組として掲げております。また、5ページの特定空家等の是正割合は、特定空家等が増加している近年の状況を踏まえ、除却件数を50件から60件に、修繕等の是正件数を15件から60件に、現行の計画より目標値を増加しております。

計画の改定に当たっては、本年12月20日から来年の1月26日まで意見提出手続を実施し、寄せられた意見を踏まえ、旭川市空家等対策協議会での議論を経て改定し、改定版の施行日は令和4年4月1日を予定しております。

最後に、旭川市耐震改修促進計画の改定についてであります。旭川市耐震改修促進計画(素案)及び同概要版を御覧ください。

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護する観点から、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を目的とした計画であり、現行計画の満了に伴い、改定作業を進めているものであります。

改定の主な内容は、令和7年度における耐震化の目標及びこれに向けた取組内容の見直しであり、第3の耐震化の現状と目標に示すとおり、令和7年度における耐震化率は、(1)の住宅及び(2)の学校や百貨店、ホテルなどの多数の者が利用する建築物は、改定前と同様の95%としております。また、不特定多数の者や自力での避難が困難な者が利用する大規模な建築物のうち、耐震化の重要度が高い要緊急安全確認大規模建築物については、おおむね解消することとしております。

計画の改定に当たっては、本年12月1日から来年の1月7日まで意見提出手続を実施し、寄せられた意見を踏まえ、関係部局との協議を経て改定し、改定版の施行日は令和4年4月1日を予定しております。

なお、本日お配りの資料、旭川市耐震改修促進計画（素案）及び同概要版については、記載内容の数値の一部に誤りがありましたことから、後ほど修正したものを配付するよう手配しておりますので、御了承いただきたいと思います。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、石狩川流域圏ルート協議会への参画について、旭川市地籍調査実施計画（案）に対する意見提出手続の実施について、及び建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、以上3件について、理事者から報告をお願いします。

**○太田土木部長** 初めに、石狩川流域圏ルート協議会への参画について、御報告いたします。

資料を御覧ください。北海道におけるサイクルツーリズムにつきましては、アジアの中でも特徴的で魅力的な北海道の観光資源を生かした広域的な周遊観光等の地域振興を実現することを目的に、平成28年3月に閣議決定されました北海道総合開発計画や、平成29年5月に施行されました自転車活用推進法などに基づき、北海道開発局や北海道が中心になって進めているところでございます。令和元年8月には、官民をはじめ、多くの関係者が連携、協働する取組を本格的に展開するため、北海道サイクルルート連携協議会が設立され、同協議会と連携、協働し、地域ごとの特性を生かした質の高いサイクルツーリズムを提供する団体、いわゆるルート協議会が公募されたところでございます。

道内におけますルート協議会への登録状況につきましては、資料2枚目を御覧ください。全道では、現在までに黒の実線で示されました7つのルートの協議会が既に登録済みとなっておりますが、赤線で示しました大雪ダムから石狩川河口までを結ぶ石狩川流域圏ルート、約241キロメートルにつきましては、本市も含めました石狩川流域46市町村で構成されております石狩川流域圏会議におきまして、国や道と設立に向けた協議を行ってきたところでございます。

ここでまた1枚目に戻っていただきますけれども、この石狩川流域圏ルート協議会につきましては、本年から石狩川流域圏会議の事務局を務めている本市において、参加を表明し、札幌開発建設部、旭川開発建設部、札幌建設管理部及び旭川建設管理部との間で協議会の設立について合意に至りましたことから、本年11月4日付で申請を行ったところでございます。これにより、本市は既に参画してございます旭川から稚内までのきた北海道ルート約365キロメートルと、石狩川流域圏ルートの2つのルートの協議会に参画することとなりました。参画による効果といたしましては、関係機関や自治体と連携した自転車の走行環境やサイクリストの受入れ環境の整備促進、また、国内外に戦略的にサイクルルートをPRすることによる新規観光需要の取り込み、全道統一のロゴマーク、ポスター、マップ、案内看板などの使用によるブランド力の強化などが期待されるところでございまして、今後も引き続き、関係部局と連携しながら、サイクルツーリズムの目的である自転車を活用した広域的な周遊観光の地域振興につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、旭川市地籍調査実施計画（案）に対する意見提出手続の実施について、御報告を申し上げます。

旭川市地籍調査実施計画につきましては、本年10月5日に開催されました本常任委員会で、策

定の背景や趣旨について御説明申し上げたところでございますが、このたび、意見提出手続に向け一定程度計画書案が取りまとまってきましたので、お手元の資料に沿って本計画の概要及び今後の予定について御説明いたします。

それでは資料を御覧ください。本計画では、地籍調査につきまして市民に理解を深めてもらうため、初めに地籍調査の内容ですとか効果、現状等について説明をしております。

概要版の1ページ左上、1、地籍調査の概要を御覧ください。地籍調査は、(1)にございますように、法務局で管理されている土地一筆ごとに、様々な情報や図面を調査、測量の上で、正確な情報へ更新するものでございます。(2)に示しますように、災害復旧の迅速化や土地の有効利用の促進などといった大きく5つの効果が期待されております。しかし一方で、(3)の全国の地籍調査の現状にありますように、第6次にわたる国土調査事業十箇年計画に基づき調査が進められてきたものの、都市化の進行に伴う土地の細分化や、相続等による所有権の複雑化などにより、令和元年度末の計画の進捗率は52%にとどまっております。こうした全国的な進捗の遅れを踏まえまして、(4)にありますように、国は令和2年に新たな第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、可能な限り調査を早期に実施し、効果を最大限発現させるため、調査手法の見直しや調査区域の重点化などを掲げており、迅速かつ効率的な調査実施に向けた7つの施策を示すなど、大きな変革を伴った計画となっております。

次に、概要版右上にございます2、旭川市の地籍調査の状況についてでございます。本市の地籍調査は、旧東鷹栖町時代に実施されて以降休止され、平成18年から国の十箇年計画に基づく旭川市地籍調査事業計画を策定し、調査を再開、現在は第2次計画に基づく調査を進めておりますが、その進捗率は17.7%と、全国平均を大きく下回っている状況にあります。

次に、3、旭川市地籍調査実施計画の趣旨についてでございます。現在、本市が進めております第2次計画は、調査区域の設定と調査年次のみを示す計画でございますが、国の動きを踏まえ、所有者不明土地の解消や防災対策の充実などの課題解決に向けまして、地籍調査の進捗を加速するため、市民や事業者の地籍調査への理解を深め、新しい調査手法の積極的な導入や明確な目標値の設定など、より実効性の高い計画となるよう新たに旭川市地籍調査実施計画を策定するものでございます。

次に、2枚目の資料を御覧ください。4、旭川市地籍調査実施計画の内容についてでございます。

(1)にございますように、新たな実施計画は、計画期間を令和4年度から令和13年度までとし、防災対策を優先した調査地区選定や新しい調査手法の積極的な導入など、5つの方針を定め、防災の観点から緊急性を考慮した街区境界調査や、民間・公物管理測量成果等の活用などにより、効果的に調査を進めていくものであります。

次に、(2)にございますように、本計画では新たに計画目標を定めるものとし、これまでの調査実績の1.2倍のペースで調査を進め、D I D地区の調査進捗率を28%とすることを目指します。

次に、(3)調査地区の選定についてでございますが、現在、調査を進めております新旭川・永山地区の継続に加えまして、新たに防災対策を優先した調査地区を選定するものとし、過去5年間の罹災件数ですとか旭川市洪水ハザードマップの情報などを踏まえまして、忠和を含む神居地区から調査に着手していくことといたします。また、道路整備などの社会資本整備事業との連携につい

ても、必要に応じて調査地区に選定するなどして柔軟に対応してまいります。

次に、（４）地区ごとの調査手法についてでございますが、新旭川・永山地区につきましては、従来どおり、全ての土地の境界を調査する一筆地調査で実施いたしますが、神居地区については、道路などの境界のみを先行調査する、災害時の道路などの早期復旧に効果的である街区境界調査を新たに導入し、調査を進めてまいります。

最後に、本計画につきましては、１２月２０日から来年１月３１日にかけて意見提出手続を実施する予定でございます。事前に追加エリアとなる神居地区の住民説明も終えているところでございます。今後は、意見提出手続の結果を踏まえ、必要な修正などを行い、令和４年４月からの運用を目指してまいります。

なお、実施計画案につきましては、現在最終校正中でございます。製本ができ次第、委員の皆様にお配りしたいと考えております。

次に、建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格についてでございます。こちらの案件につきましては、総務部所管となっておりますけれども、土木部に関わりがございますので、御報告いたします。

配付資料のほうを御覧になってください。建設工事等低入札価格調査及び建設工事等最低制限価格制度については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律などで、ダンピング対策の強化として、見直しや適切な実施などによる実効性の確保といったものが求められておまして、令和２年第４回定例会におきましても調査基準価格の引上げについての陳情が採択されたことと合わせまして、総務部契約課におきまして、改めて本市の状況を点検したというところでございます。その結果、土木、舗装など、一部の工種において、調査基準価格と同額入札が多発しており、くじ引も多いという状況であることや、各工事の調査基準価格については工種ごとのばらつきが多く、土木系工種は営繕系工種に比べて調査基準価格の割合が低く、営繕系工種が９１から９２％での算定に対しまして、土木系工種は８９から９０％での算定となることが多い状況であり、その差、約２ポイントとなっていることが判明しているところでございます。このため、調査基準価格の割合が低い土木系工種における調査基準価格を引き上げるように制度の見直しを行うことで、工種間の均衡を図るとともに、公正な競争と適正な価格による契約を推進し、これにより、健全な受注環境の確保や、公契約に関わる業務に従事する者の適正な労働環境の確保につなげてまいりたいと考えているところであります。

具体的な見直しの内容については、１つ目といたしましては、本市における調査基準価格の割合を均衡化するため、土木、舗装、造園及び橋梁工事といった土木系工種の算定式のうち、一般管理費等の算入率を６５％から８０％に引き上げるものであります。なお、土木系工種以外の営繕系工種及び昇降機設備工事については現行どおりとするものであります。

２つ目といたしまして、建設工事の全工種における調査基準価格及び失格判断基準について、今回の引上げにより算定された調査基準価格が高くなり過ぎるものがあるということから、全ての工種において、国などと同様の割合である９２％を上限値と定め、調査基準価格の算定を７５％から９２％の間となるように改正するものであります。

今回の引上げにつきましては、２６日にホームページに掲載するほか、報道依頼や業界団体にお知らせを配付するなど、事業者に対しまして周知を行った後、令和４年１月１日以降に行われる公

告に係る入札について適用するものでございます。

報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市雪対策基本計画の改定案に対する意見提出手続の実施について、及び令和3年度除排雪体制について、以上2件について、理事者から報告をお願いします。

○幾原土木部雪対策担当部長 まず、旭川市雪対策基本計画の改定案に対する意見提出手続の実施について御報告申し上げます。改定案の概要につきましては、お手元にお配りしております旭川市雪対策基本計画(中間見直し)の概要で御説明申し上げます。

1枚目の資料を御覧ください。上段に中間見直しの趣旨、中間見直しの進め方、計画の期間、計画の進行管理について記載しており、以下には、重点的に検討すべき主な取組の課題の項目を抜粋し、左から順に、施策の展開、主な取組の課題、検討事項、見直しの方向性、一番右側に見直しを行った主な取組と本文のページ番号を記載しているところでございます。

上段の左端の枠、中間見直しの趣旨でありますけれども、現行の旭川市雪対策基本計画は、策定から6年余りが経過しておりまして、オペレーターの高齢化でありますとか排雪ダンプトラックの不足など、除雪企業を取り巻く環境もより厳しさを増し、持続可能な除排雪体制の確保にはまだ多くの課題があることや、近年の暴風雪や暖気など、気象状況の変化への対応が年々難しくなってきたことから、これらの課題解決に向けた中間見直しを行うこととしたところでございます。

次に、上段の左から3番目の枠、計画の期間であります。計画期間を平成27年度から令和6年度までの10年間としておりましたが、中間見直しにおける取組を十分に検証する期間を設ける必要があることや、上位計画である旭川市総合計画との整合性を図ることを目的に、計画期間を令和9年度までに変更しております。

次に、上段の右端の枠を御覧ください。計画の進行管理でありますけれども、基本計画の推進に当たりましては、計画の実施状況などを把握するとともに、各種施策を効率的かつ効果的に実践するため、雪対策審議会や主要な施策ごとに目標数値を定めた実行計画、アクションプログラムを基に、適宜、評価、検証を行いながら適切な進行管理を行う内容に修正しており、生活道路の排雪回数増など、具体的な取組内容はアクションプログラムに加えてまいります。

また、資料の右側の見直しを行った取組につきまして、主なものとしたしましては、一番上の枠内の相互補完体制の強化について、これまで市内9地区に分けて実施してきた業務の地区割りを見直し、地区統合による企業体内の相互補完体制の強化について検討を進める内容を追加しており、今年度は地区統合を拡大し、市内を4地区に試行的に統合して業務を発注しております。

次に、上から3番目の枠でございますが、ざくざく路面の対応に係る道路機能にあった効率的かつ効果的な除雪出動基準、及び下段の除雪管理基準の設定につきまして、路面管理手法について、効率性、経済性、費用対効果も含めて検討を行う内容に修正しており、今年度は4統合地区ごとに1地区、町内会単位を想定しておりますが、モデル地区を定め、路面管理手法の検証を行ってまいります。



次に、上から4番目の枠、交差点における雪処理の取組につきまして、パトロールなどにより優先的に見通しを確保する箇所をあらかじめ選定いたしまして、雪処理を強化することにより、交差点の見通しを確保する内容に修正しており、今年度から、除雪センターに除雪車両を1台配置し、日中に交差点の見通しや幅員を確保するために雪山を積み直す作業を実施してまいります。

資料2枚目を御覧いただきたいと思っております。資料右側の上から4番目の枠であります。 (3) の警察と連携した道路への雪出しや路上駐車のパトロールによる指導の本文において、道路への雪出しや路上駐車禁止の徹底した指導を推進するとともに、雪対策に関する条例等の制定についても検討を進める内容を加えたほか、除雪マナーの関係で、除排雪作業後のパトロールの実施につきまして、除排雪作業後の雪出しについて、パトロールの実施や指導などにより除排雪作業後の良好な状態の維持に努める内容を加えております。

本改定案につきましては、11月22日から12月23日までの期間で意見提出手続を実施しており、本市ホームページに掲載するとともに、雪対策課のほか市政情報コーナー、各支所及び公民館等においても配布しているところでございます。

今後、意見提出手続の結果を踏まえまして、必要な修正等を行い、1月下旬頃を予定している令和3年度第4回審議会において改定案を確定し、今年度中に計画を改定する予定となっております。

以上、雪対策基本計画の改定案に対する意見提出手続の実施についてでございます。

続きまして、令和3年度除排雪体制について御報告申し上げます。お手元に資料をお配りしております。

今年度の除排雪体制や主な取組につきまして、また、例年除雪作業が本格化する前に実施しております除雪連絡協議会総会の開催状況について、御報告させていただきます。

今年度の除排雪体制につきましては、地区統合試行の拡大に伴いまして、市内9地区を4つの地区に統合した除雪企業体が決まりまして、昨シーズンと同数の43社で除排雪業務を行ってまいります。

次に、今年度の主な取組につきまして、新規及び拡充する取組といたしまして、1つ目として、市民の冬の暮らしに直結している生活道路の排雪回数について、基本1回から2回とすることとし、これまで2回目を行っていた道路についても、道路状況に応じて必要な排雪を実施するなど、生活道路の排雪強化に取り組んでまいります。2つ目として、企業間の応援体制の強化や、地区間格差の解消を目的といたしまして、昨年度の7地区から4地区にまで地区の統合試行を拡大しております。3つ目といたしまして、ざくざく路面発生の抑制に向けた路面管理手法につきまして、統合4地区にそれぞれ、町内会単位のモデル地区を設定いたしまして、定期的な圧雪の削り取り作業の実施により、圧雪厚を薄くすることの効果や課題を検証してまいります。4つ目として、除雪車に搭載するGPS端末を活用いたしまして、ホームページ上での除雪車両の走行軌跡の公開など、情報発信の強化を行ってまいります。5つ目として、市民、除雪企業、行政が地域の課題を共有し、相互理解を図るため、11月29日から12月3日にかけて、市内9地区での除雪相談会を実施してまいります。このほか、始業式前や卒業式前の学校周辺の歩道除雪や、排雪時の交差点45度カットによる見通し確保の徹底につきまして、継続して取り組んでまいります。

最後に、除雪連絡協議会についてであります。毎年、除雪作業が本格化する前の11月に実施しているところでございまして、今年度は11月9日から11月21日までの間に、市内9地区に

において総会及び役員会を実施しております。また、役員会のみを実施した地区におきましては、1月17日に書面を送付いたしまして、12月3日までの書面会議を実施しているところであります。

協議会では、先ほど御説明いたしました雪対策に関わる取組のほか、雪対策基本計画の中間見直しや住宅前道路除雪事業などの説明も行っているところであります。除排雪作業に関する御意見といたしましては、交差点の見通し確保や学校周辺の歩道除雪の徹底、強化の要望、ざくざく路面对策の速やかな実施要望などがございました。道路への雪出し等、冬期のマナーに関する御意見といたしましては、雪出し対策の強化を求めるものがございました。

今回、総会等でいただいた御意見を十分に参考といたしまして、持続可能な除排雪体制の確保に向けた取組を継続するとともに、今シーズンから始まる新たな取組につきましても、しっかりとした検証を踏まえながら、さらなる充実強化につなげていくことで、快適な冬の生活環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

---

散会 午前10時46分